

# 平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります



これまで国民健康保険制度は、市町村が保険者となり運営してきましたが、平成30年4月から北海道も運営に加わることになりました。

道の主な役割	町の主な役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>●財政運営の責任主体</li> <li>●市町村ごとの国保事業費納付金を決定</li> <li>●市町村ごとの標準保険税率を提示</li> <li>●給付に必要な費用を全額、市町村に支払</li> <li>●統一的に運営方針を決定し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>窓口の取扱は、今までと変わりません</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国保 加入・脱退の手続き</li> <li>●保険証の発行</li> <li>●国保税の賦課・徴収</li> <li>●高額療養費などの払い戻しにかかる手続き、支給決定</li> <li>●特定健診・節目検診などの保健事業の実施</li> <li>●国保事業費納付金を道へ納付</li> </ul>



## 平成30年度から何が変わるの？

### 【被保険者証などの様式が変わります】

北海道も保険者となることから、被保険者証（保険証）や限度額適用認定証などの様式が変わります。  
※新しい保険証は、7月中に送付予定

### 【高額療養費の多数該当回数が引き継がれます】

道内の他市町村への転出であれば、高額療養費の多数該当回数は通算されるようになります。※多数該当回数とは、過去12ヶ月間で高額療養費の対象となった月数が4回以上となった際、4回目から自己負担限度額が引き下げられる制度のことです。

### 【葬祭費の支給額が3万円になります】

事務の広域化に伴い、葬祭費の支給額が道内で統一されるため、現在の1万円から3万円となります。



## 平成30年度から国保税は上がるの？

平成30年2月、北海道から納付金の算定結果が公表され、和寒町は現在の国保税率では、北海道に納める納付金を賸さない結果となっています。不足する財源については、一般会計（町）からの繰入れや国民健康保険基金を取崩して補てんを行い、平成30年度国保税は、現行の税率を据え置くこととします。

今後は、毎年度、北海道から示される標準保険税率を参考に保険税率を検討してまいります。単年度の収支均衡を保つためには、適正な税率への見直しが必要となる見込みです。

### 【北海道の本算定（確定係数）の算定結果に基づく和寒町の試算（平成30年度）】

支出	本算定の算定結果による納付金額（当初予算設定額）	15,404.8万円
収入	和寒町の国保税収入や道からの補助金	13,108.8万円
収入	不足額（一般会計や、基金からの補てん分）	2,296.0万円



## 入院中の食事代が変わります

入院中の食事代について、住民税課税世帯の負担額が下記のとおり改正されます。

平成30年3月まで  
1食あたり 360円



平成30年4月から  
1食あたり 460円

※住民税非課税世帯は変更なく、現在の標準負担額に据え置かれます。

※指定難病の人など、一部260円の場合があります。